

＜対象事件＞ 防災事業に関する財務事務の執行について

＜選定理由＞ 県では、南海トラフ地震などにより甚大な被害が予測されている。また、全国的にも台風、異常気象による集中豪雨などの風水害が多く発生している。こうした中、県では、県民の生命・財産を守ることを目標として「愛知県地域強靱化計画（平成27年8月策定、平成28年3月拡充）」「第3次あいち地震対策アクションプラン（平成26年12月策定、平成29年3月改訂）」を策定し、地震対策関連事業（平成28年度当初予算約913億円）を始めとする防災事業に取り組んでおり、防災事業が適切に実施されているかについて検討することは、県民にとっても関心が高いところであると考え。そこで防災事業に関する事務の執行をテーマとして選定し、防災事業の事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等にしがって執行されているかについて検討し、あわせてこれらの事務の執行について3E（有効性、効率性、経済性）の観点から総合的に監査を行うことを考えた。

＜指摘・意見＞ ※ 法令や規則等に違反している、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要と考える事項については【指摘】（8件）、法令や規則等に違反していないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、是正措置の検討が望まれる事項については【意見】（29件）と表記した。なお、本紙では主な指摘及び意見について、以下、【指摘】は■、【意見】は▲で記載しており、指摘及び意見の文末の括弧内の数字は報告書の該当ページを指す。

【自助・共助の強化に向けた更なる工夫】

▲ 甚大な被害が予測される中、自助・共助の取組を更に強化させることは、県が優先的に取り組むべき課題である。他府県と比べ、県の施策内容に不足が認められるものではなく、また、この課題は極めて難しいものではあるが、県には自助・共助の強化に向け、更なる工夫を行うことが望まれる。以下、工夫の例を示す。

＜防災人材の活動促進に向けた環境の更なる整備＞ 防災人材を通じた防災行動の促進に向け、県は防災・減災カレッジを通じて防災リーダー等の育成を図っている。防災リーダーが地域コミュニティの中で活躍することは、地域防災力の強化に向けて有用であり、防災リーダーの活動環境を更に整備することが重要と考える。そこで、防災・減災カレッジの修了者に対して防災セミナー講師やボランティアの募集情報などが記載されたメールマガジンを発行するなど、定期的に防災情報と接する環境を構築することも一つの手段として考えられる。（78ページ参照）

＜県民に対する啓発チャネルの拡大＞ 災害報道など防災情報に接触した住民は防災意識が向上することが指摘されており、防災意識が低い県民層に対して、今以上に防災情報に接触させることは防災意識の向上に向けて有用と推察される。これまで県は各種のイベントやリーフレットなどにより情報提供を行ってきたが、県のリソースにも限りがある中では、防災情報の接触回数をこれまで以上に増加させることは困難と推察される。そこで、今後は防災とは直接的に関連しない、様々な団体とコラボレートするなど、県民に対する啓発チャネルを今以上に拡大させることも一つの案である。（79ページ参照）

＜県民意識の更なる把握＞ 県民の自助・共助の意識を詳細に把握することは、各種の施策の検討など地震防災対策の基礎資料として有用である。県は既に「防災（地震）に関する意識調査」を実施しているものの、調査実施後の意識の変化をよりタイムリーに把握することが、今後の改善課題として認められる。より詳細な意識調査の必要性について検討することが望まれる。なお、防災意識の把握に向けて、インターネットを活用した手法を構築することも一つの案である。（80ページ参照）

【ICTの更なる活用に向けた検討】

▲ ICTは極めて速いスピードで進化しており、また、社会インフラの一部として重要な役割を担っている。現在はスマートフォンにおいて一部の行政手続きが可能になるなど、私たちの生活を大きく変化させている。熊本地震ではタブレット端末を避難所に配布することで、避難所で入力した物資リストが災害対策本部で即座に把握できるなど、災害対応の中においてもICTの活用範囲が増えており、県においても今後、どのようにICTを活用すべきかを改めて検討することが望まれる。（81ページ参照）

【産学官民連携の更なる強化】

▲ 被害の低減に向け、県民意識の変革、耐震化の促進、民間企業におけるBCPの普及、行政事務の事業継続に向けた備えなど、県が実施する防災業務は極めて多岐にわたる。このような業務には、専門知識やノウハウが必要となるケースや、多数のマンパワーが必要となるケースも想定され、県のリソースのみでは不足が生じることも想定される。県は既に様々な協業を行っているが、今後もより幅広い県民層を防災活動に巻き込むため、民間企業・大学・NPO等との連携を拡大することが望まれる。（84ページ参照）

【災害救助用備蓄物資】

県は災害救助基金を基に物資を備蓄している。備蓄場所の視察及び関連資料の閲覧により、是正措置が必要または検討を要する事項が発見された。具体的な事例は以下のとおりである。

【品質保証期限が到来した備蓄物資の取扱いのルール化について】

■ 県は被害予測を踏まえ物資を備蓄しているが、これらの物資の中には、メーカーの品質保証期限（例：簡易トイレは10年）を超過したものがあつた。現在も正しく使用できるか製造者等に確認した上で備蓄を継続している品目もあつたが、網羅的には点検されておらず、また、点検に関するルールもなかった。県としてメーカーの品質保証期限を超過した物資に対し、どの

ような点検を行うか、また、利用できる場合のみ継続保管し、不足分は購入するのかといった手続を明確にすることが必要である。（97ページ参照）

【備蓄物資の帳簿在庫と実際有高との差異について】

■ 東大手庁舎備蓄倉庫の備蓄物資のひとつが帳簿上の在庫数と比較して2箱少なく、別の場所に保管されていた。この理由は熊本地震発生後に備蓄物資が実際に機能できる状況であるかを確認するために、別の場所に持ち出して確認したが物資を元に戻すのを失念していたとのことであつた。持ち出した場所、持ち出した担当者等を明確に管理し、可能な限り速やかに備蓄場所に戻すことが必要である。（100ページ参照）

【賞味期限間近の飲料水の譲渡による払出と新規受入のタイムラグについて】

▲ 賞味期限がある備蓄物資については、その有効利用を企図して、県の関係施設や市町村等に無償で譲渡している。賞味期限間近の飲料水を平成27年8月から平成28年2月の間に順次譲渡していたが、譲渡した飲料水の新規の受入は平成28年3月以降であり、最長で飲料水の備蓄が計画数量に満たない状況が6か月以上あつた。可能な限り払出と受入のタイムラグをなくすよう努力することが望まれる。（101ページ参照）

【調達斡旋可能数量の記載内容について】

■ 「愛知県地域防災計画」附属資料には、医薬品・衛生材料の調達斡旋の品目、調達斡旋数量、調達斡旋先等が記載されている。調達斡旋先とは協定書を取り交わし、災害時の医薬品等の確保を図っているが、愛知県地域防災計画と協定の内容に相違がみられた。調達可能数量を公表する場合には、協定書と整合させる必要がある。（106ページ参照）

【ランニング備蓄における委託数量確認のルール化について】

■ 医薬品等及び衛生材料については、一定の仮定に基づき災害時には12,200人分程度の備蓄が必要と判断し、製剤名又は品目に区分して医薬品卸業者の拠点ごとに委託数量を定め、医薬品卸業者に委託料を支払うことによりランニング備蓄（業者の通常の在庫に必要量を上乗せして備蓄）を行っている。県が行った備蓄状況調査の時点で、実際の備蓄数量がランニング備蓄の委託数量に足りていないケースにおいて、不足していた理由や期間、補充された時期等が調査記録に残されていなかった。ランニング備蓄では緊急の需要により一時的に委託数量を下回る場合が想定されることから、委託備蓄品をテストカウントする範囲、方法、結果の残し方等を、内規等に基づきルール化することが必要である。（106ページ参照）

【「愛知県地域防災計画」附属資料の更新について】

■ 県では「愛知県地域防災計画」附属資料（平成28年修正）において必要物資の備蓄の数量、協定による応急生活物資供給の内容、各種調達斡旋先を公表しているが、平成26年3月に社名が変更となった会社の社名が更新されていない等、修正が適時に行われていなかった。少なくとも1年に1回は確認し適時に修正する必要がある。（110ページ参照）

【その他】

■ 大規模地震が発生した場合は行政自身も被災し、業務の中断などを通じて県民生活及び経済活動等に大きな支障が生じる可能性があるため、県では「愛知県庁BCP」を策定し、発災時に即座に活用できるよう、各部局にて印刷し保管している。1年に1回、更新すべきページについて、防災局は各部局に差し替えを依頼していたが差し替えられていないケースが散見された。差し替えを徹底することが必要である。（108ページ参照）

■ 業務委託に係る決裁書類について、文書施行時の公印使用承認印が押印されていない書類や、施行日が記入されていない書類があつた。公印使用承認印の押印及び施行日の記入は漏れなく行う必要がある。（126ページ参照）

■ 委任状及び旅費振込申出書（嘱託員等用）の日付が記入されていない書類があつた。委任日を明確にするためにも日付を記入する必要がある。（126ページ参照）